

栃木県意欲と能力のある林業経営者等の登録・公表事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、意欲と能力のある林業経営者、適合事業者及び育成経営体の登録・公表の実施に際し、栃木県意欲と能力のある林業経営者等の登録・公表実施要領（以下、「実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録基準)

第2 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、実施要領第6第1項及び第8第2項の登録をしないものとする。

- (1) 実施要領第11第1項第3号及び第5号により登録を取り消された日から2年間を経過しないとき
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者、又は各号に掲げるものでなくなった日から5年を経過しないとき
- (3) 法人でその役員のうち前号に該当するものがあるとき
- (4) 登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があるとき

(登録の申請)

第3 実施要領第3の登録を受けようとする者は、同要領第4の申請書等を栃木県内における主たる事業所の所在地を所管する環境森林事務所長又は森林管理事務所長（以下、「所長」という。）に正本1部及びその写し1部を提出するものとする。

2 所長は、申請書等の提出を受けた場合は、実施要領別紙1「栃木県意欲と能力のある林業経営者等の登録基準」（以下、「登録基準」という。）により確認を行い、申請書正本に様式第1号「栃木県意欲と能力のある林業経営者等の登録に関するチェックシート」を付して、環境森林部長に提出するものとする。

(登録の変更)

第4 実施要領第8第1項第1号及び第2号の申請をしようとする者は、同項で規定する申請書等を主たる事業所の所在地を所管する所長に正本1部及びその写し1部を提出するものとする。

2 所長は、第1項の申請書等の提出を受けたときは、第3第2項の規定を準用し、環境森林部長に提出するものとする。

(登録取消の申出)

第5 実施要領第11第1項第2号の申出をしようとする者は、同項で規定する書類を主たる事業所の所在地を所管する所長に正本1部及びその写し1部を提出できるものとする。

2 所長は、第1項の書類の提出を受けたときは、内容を確認し、正本1部を環境森林部長に提出するものとする。

附 則

この要領は、令和元（2019）年10月 7日から適用する。

附 則

この要領は、令和8（2026）年 4月 1日から適用する。

林業経営者名 _____

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。

項目	登録基準	適用		チェック		適合
		素材 生産	造林 保育	意欲と能力のある 林業経営者・適合 事業者	育成経営体	
(1)① 生産量の増加又は生産性の向上	次のいずれかに該当する。 ア 生産量が5年間で約2割の増加の目標となっている。 イ 生産量が3年間で約1割の増加の目標となっている。 ウ 生産性が5年間で約2割の向上の目標となっている。 エ 生産性の3年間で約1割の向上の目標となっている。 オ 既に一定の基準（生産量に関し森林組合5,000 m ³ /年、森林組合以外の林業経営体2,000 m ³ /年）以上の実績がある場合は、現状以上の目標となっている。 カ 既に一定の基準（生産性に関し間伐8 m ³ /人日、主伐11 m ³ /人日）以上の実績がある場合は、現状以上の目標となっている。	○		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否
(1)② 経営管理の対象となる森林の確保	次のいずれかに該当する。 ア 経営管理の対象となる森林の面積が5年間で約2割の増加の目標となっている。 イ 経営管理の対象となる森林の面積が3年間で約1割の増加の目標となっている。 ウ 既に一定の基準（30ha）以上の実績がある場合は、現状以上の目標となっている。	○	○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否
(2) 生産管理又は流通合理化等	次のいずれかに該当する。 ア 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理 イ 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等原木の安定供給・流通合理化等 ウ 認定森林経営プランナーの在籍 エ ア～ウいずれかに今後取り組む	○		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				—	<input type="checkbox"/> (今後 年以内)	

項目	登録基準	適用		チェック		適合
		素材 生産	造林 保育	意欲と能力の ある林業経営 者・適合事業者	育成経営体	
(7) 雇用管理の 改善	次の全てに該当する。 ア 林業労働力の確保に関する法律第4条に基づく基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること。 イ 現場作業職員に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。 ウ 労働災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む） エ 以下に定める届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く。） （ア）健康保険法第48条の規定による届出 （イ）厚生年金保険法第27条の規定による届出 （ウ）雇用保険法第7条の規定による届出 オ 林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部への加入 カ 過去3年以内に休業4日以上労働災害又は死亡災害（以下、「死傷災害」）が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合は、上記基準を満たしているものとする。	○	○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否
(8) コンプライ ア ンスの確保	ア 次の全てに該当する。 （ア）役員や一般役員等が法令違反していない。 （イ）業務に関連して法令に違反していない。（軽微な場合を除く） （ウ）国、県、市町村から入札参加資格の指名停止を受けていない。 （エ）策定した行動規範等に違反していない。 （オ）実施要領の第11第1項第3号及び第5号により登録を取り消された者でない、又は取り消された者である場合、取り消された日から2年間を経過している。 （カ）暴力団員でない、又は暴力団員でなくなった日から5年間を経過している者である。 （キ）登録申請書又は添付書類に虚偽の記載がない。 （ク）その他の不誠実な行為をしていない。 イ 次の全てに該当する。 （ア）民間事業者と森林所有者、民間事業者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示している。 （イ）個人情報の取扱いに関する要領などを整備している。	○	○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否

項目	登録基準	適用		チェック		適合
		素材 生産	造林 保育	意欲と能力の ある林業経営 者・適合事業者	育成経営体	
(9) 常勤役員の 設置	次に該当する。 法人においては常勤の役員を設置している。	○	○	□	—	適・否

2 経営管理を確実にを行うための経理的な基礎を有すると認められること。

項目	登録基準	適用		チェック		適合
		素材 生産	造林 保育	意欲と能力の ある林業経営 者・適合事業 者	育成経営体	
経理状況 (貸借対照 表及び損益 計算書)	次のア、イの両方に該当する。 ア 経理状況が良好 ・財産目録 ・貸借対照表 ・収支計算書又は類似する書類 【確認内容】 ○法人の場合 自己資本比率が0%未満でないこと(債務超過でないこと)及び直近3年間の経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額)がマイナスとなっていないこと ○個人の場合 直近3年間の所得税の納税状況が全てゼロとはなっていないこと ○これらを満たさない場合は、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること イ 経営管理実施権の設定を受ける森林管理に関する経理を他と分離できること。	○	○	□	—	適・否